

◆「ルミエールでの朝鮮人差別宣伝集会の許可」問題をどう考えるべきか？ 「門真市の見識と品格」が問われている！
だから、議員・職員のみなさんに考えて欲しい！

2014年5/2(金) 門真市議 戸田ひさよし

【本資料の目次】

- < 1 > 法学者・前田教授による「ヘイト・スピーチ集団に公共施設を利用させてはならない3つの理由」
- < 2 > 市民メール紹介：身の毛もよだつような人権侵害の催しに門真市が会場提供したとは！
- < 3 > 戸田が知らない門真市女性もルミエールに抗議電話し、戸田に問い合わせ電話！
- < 4 > 「これではザイトクが続々と門真の施設を使いに来る」と警告した戸田の4/15メール
- < 5 > 「これ以上信用失墜・差別扇動を放置するな！」と当局に訴えた戸田4/16メール
- < 6 > 法務役人の大罪が明らかに！先進施策無視、ヘイト対策無勉強、正しい情報提供せず等

< 1 > 「ヘイト・スピーチ集団に公共施設を利用させてはならない3つの理由」

東京造形大学教授の前田朗（あきら）先生・・・・法学者。専攻は刑事人権論、戦争犯罪論。
日本民主法律家協会理事、在日朝鮮人人権セミナー事務局長でもあり、ヘイトスピーチ・ヘイトクライム問題で最先端に行く学者であり、かつ反ザイトクの運動の場にも立つという凄い人。

↓↓↓

地方公共団体が管理する公共施設を、ヘイト・スピーチを行ってきた人種差別集団に利用させ便宜を図ることは、人種差別撤廃条約に違反する。

これまでに「〇〇人を殺せ」などと過激な人種差別・人種主義の煽動を行ってきたことで有名なヘイト・スピーチ団体が公共施設の利用を申請した場合、公共施設側はこれを却下すべきであるか、という問題である。

仮に下記のような条例に基づいて設置された公共施設について検討する。

<http://www2.pref.yamagata.jp/Reiki/402901010025000> 【URL 短縮沸:C-BOARD】 0

第 1 に、

条例第 1 条は、

「県民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援し、地域の活性化を担う人材の育成及び県民の文化の振興を図るため、〇〇県生涯学習センター（以下「センター」という。）を置く」

と、目的を定めている。

この目的に明らかに反する活動に対して利用を認めるべきではないから、この目的に明らかに反する活動に対して利用申請を却下することは当然である。

そして、条例第 3 条は

「知事は、センターの使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない」

として、次の 3 つを掲げる。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの管理上適当でないと認めるとき。
- (3) その他センターの設置の目的に反すると認めるとき。

このうち (1) については、公益を害することを明確に証明する必要があり、その現実的危険性が明確でない場合に利用を却下することはできない。

(2) (3) についても、そのように判断する根拠を明確にする必要がある。

過激な人種差別・人種主義の煽動を行ってきたことで有名な団体の活動であっても、それが室内で平穩に行われる限りは、(1) の要件を満たさない場合がありうる。

しかし、(2) (3) の要件を満たしていると判断できる場合がある。

@当該団体構成員が、ある外国人学校に押し掛けて異常な差別街宣を行い、裁判所による有罪判決が確定している場合。

@当該団体構成員が人権博物館に押し掛けて差別街宣を行い、裁判所による損害賠償命令が確定している場合。

④当該団体構成員が、ある企業に押し掛けて特定民族の女優をCMに使うなど強要行為を行い裁判所による有罪判決が確定している場合。

たとえば、以上の要件を満たす場合、県は当該団体による公共施設利用申請を許可してはならず、却下すべきである。

第2に、

人種差別撤廃条約第2条に基づいて、日本政府は人種差別を撤廃するために

「すべての適当な方法により遅滞なくとることを約束」し、

「いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束」している。

さらに、

「すべての適当な方法により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる」ことを約束している。

それゆえ、日本政府（当然のことながら県も含む）は、過激な人種差別・人種主義の煽動を行ってきたことで有名な集団を後援、擁護、支持してはならない。

従って、県は、そのような差別集団に便宜を図ってはならず、公共施設の利用を認めてはならない。

第3に、

人種差別撤廃条約第4条本文に基づいて、日本政府は

「一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、

また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束」

している。

日本政府は人種差別撤廃条約第4条（a）（b）の適用を留保しているが、第4条全体の適用を留保しているわけではないので、人種差別撤廃条約第4条本文に基づいて検討を行い、県条例第3条（2）（3）について判断すべきである。

それゆえ、日本政府は、

「人種差別を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる団体を非難」するべきであり、

「このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとる」べきである。

従って、県は、そのような差別集団に便宜を図ってはならず、公共施設の利用を認めてはならない。

結論として、

日本政府や県が、そのような差別集団に便宜を図り、一般の施設よりも安価・利便性のある公共施設の利用を認めた場合、それは人種差別撤廃条約に違反するものである。このようなことはあってはならない。なお、

「日本国憲法第21条は、表現の自由の一つとして、集会、結社の自由を保障しているので、いかなる集団にも集会、結社の自由があり、それゆえ、いかなる集団であっても公共施設の利用を認められるべきだ」

との主張がなされるかもしれない。

（戸田（注）■↑これまさに法務役人どもの主張だ！！）

しかし、これは形式論だけを根拠にした詭弁にすぎない。

日本国憲法第13条の人格権、第14条の法の下での平等といった基本的な価値理念を否定する人種主義集団の集会の自由や結社の自由などというものを、日本国憲法は保障していない。

国際人権法も、そのような差別集団の結社の自由を認めず、むしろ団体解散を命じるのが原則である（人種差別撤廃条約第4条b）。

人種差別撤廃条約第2条

- 1 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。

このため、

- (a) 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと、並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する。
- (b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。
- (c) 各締約国は、政府（国及び地方）の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。
- (d) 各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。
- (e) 各締約国は、適当なときは、人種間の融和を目的とし、かつ、複数の人種で構成される団体及び運動を支援し並びに人種間の障壁を撤廃する他の方法を奨励すること並びに人種間の分断を強化するよういかなる動きも抑制することを約束する。

人種差別撤廃条約第 4 条

締約国は、一の人種の優越性若しくは

一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づく

あらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかなるを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、

また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。

このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。(a) (b) 省略

< 2 > メール紹介：身の毛もよだつような人権侵害の催しに門真市が会場提供したとは！

前略。日々のご活動、公務、ご苦労様です。

私は 3 年前まで京都に在住しておりました〇〇〇〇と申します。

現在は仕事の関係で東京に在住していますが、門真市には知人も多く、ちょくちょく訪れては、清潔で人情もあり、住みよい街であるとの印象を持っていました。

ところが先日、「朝鮮人は糞を食う劣等民族である」という、聞くだけで身の毛もよだつ、およそ人として耐えられないような差別と人権侵害を目的としたテーマの催しに、貴職らが会場（ルミエールホール）を提供したと聞き及び、信じられない思いと共に、大変に心を痛めております。

この催しの主催者を自称する団体は、国会でも安倍首相や谷垣法相らも強く批判し、国際的にも国連の場で取り上げられ、日本政府にその対策が勧告されている、いわゆる「在特会」なる集団のようです。

このような悪質な人種差別集団は、今、世界的にその社会的な克服が課題となっており、国内外を問わず多くの人々や公共の機関がそのために尽力しているところであります。

ところが門真市では、市の判断として、この世界的な要請に逆行し、多くの人々の差別撤廃や人権擁護の努力を踏みにじり、人種差別団体に手を貸すなど信じられないし、信じたくありません。

何かのデマではないかと思い調べてみましたが、「主催者」のホームページによりますと、自分たちが「在特会」であること、および催しのテーマが「朝鮮人は糞を食う劣等民族である」ということを告げた上で、それでも貴職らがこころよく会場を提供して協力したと宣伝されています。

これは本当のことでしょうか？

だとすれば驚きを通り越して、もはや貴職らに対する怒りさえ禁じえません。

同ホームページには、主催共催団体として「学校給食で朝鮮子弟に『うんこ』を食べさせる会」「朝鮮人はうんこ喰っとけの会」など、いかにも適当にでっちあげた差別言辞の「会」の名前が並んでいます。

貴職らは本当にこれに協力するのですか？

もしこのような催しが貴職らの協力により、日本で初めて公共の建物で実施されるのであれば、私は日本人の一人としていったいどうすればいいのか。

新幹線で駆けつけ、一人でも会場の前に座り込むべきなのだろうかと、心は千々に乱れるばかりです。

貴職らによく考えていただきたいのは、暴力団による民事介入暴力やゆすりたかりと同じで、一度このような協力の前例を作ってしまうと、「在特会」のみならず、類似の差別団体が、やはり類似の人権侵害を目的とする催しに何度でもやってくるということであり、

前例を重ねることで、どんどん深みにはまっていき、やがて門真市にとって大変に面倒で不名誉な事態が市役所や市民の間に広まり、取り返しがつかない事態に陥るということです。

貴職らに求められる対応は民事介入暴力に対するのと同じです。

このような深刻な事態になる前に、私は貴職らに対し、差別団体の恫喝や暴力に屈しない勇気をもって、早期に、かつ断固として彼らと手を切ること、具体的にはルミエールホールの提供を取り消すことを強く要望いたします。

〇〇〇〇 東京都豊島区〇〇〇〇

< 3 > 戸田が知らない門真市女性もルミエールに抗議電話し、戸田に問い合わせ電話！

ついさっき(4/28(月)昼過ぎ)、戸田が全く知らなかった門真市内の女性から事務所に電話がかかってきて、

「ザイトク側のHPで門真市のルミエールホールで酷い催しがある事を知った」

「まさかこんな酷い企画があるなんて、と半信半疑でルミエールホールに電話したら、

ルミエール職員に『そういう予定になっています』と言われて驚いた」

「戸田さん、なんでこんな酷い事になってるんですか？」

という事を言われた。

戸田としては、今朝投稿していったこの間の事情を説明し、公表や対策が遅れて差別宣伝継続させてしまっている事をお詫びした。

また、「现阶段でのルミエール職員としては、ああ答えるしかない」事情も説明した。

ザイトク側が抗議市民を装って電話して、言質を引き出してルミエールへの攻撃材料に使う可能性も考慮せざるを得ない事も説明した。

この女性は、たまに戸田HPを見る程度らしく、「ちょいマジ掲示板」の存在も知らないようだった。戸田とは全く面識が無い。

★しかしこういう門真市民が、独自に情報を得て、「これは酷い！」と思ってルミエールや戸田事務所に電話してきた事、そして戸田から経過説明を聞き、掲示板記事の存在を知って人にも話を拡げていく感じになっている事は、「事態の新たな展開が始まった」ものとして注目すべきである。

◆「我がまち門真で、こんなおぞましい差別集会に許可を出すなんて許せない！」

「我がまち門真で、こんなおぞましい差別集会は許可するな！」

「我がまち門真に、ザイトクが大きな顔をして乗り込んでくるのは我慢ならない！」

等々の「門真市民の声」が今後続々と起こっていくだろう！

◆そういった「門真市民の当たり前の声」を賛同支援する議員は誰と誰なのか？

●そういった「門真市民の当たり前の声」に反して「ザイトクの差別集会であっても不許可には出来ない」という、立場に立つ議員は誰と誰なのか？

●門真市の都市品格と住民の人権と尊厳が危機に瀕しているのに、「ザイトク問題には関知しない」として、「門真市民の当たり前の声」から逃げにかかる議員は誰と誰なのか？

・・・いろんな事があからさまになる事態がやって来た。

< 4 > 「これではザイトクが続々と門真の施設を使いに来る」と警告：戸田 4/15 メール

◇戸田の4/15メール (市教委・門真市・ルミエールホールへ)

件名：差別先駆で売名の川東。使用許可取り消さないと巨大なデメリットが！

本文：ザイトク川東の5/11ルミエールでの「講演会」についての分析考察です。

1：川東は「今まで誰もやらなかった差別」を「先駆的に」行なって売名する男だ。その典型が奈良の水平社博物館前での差別語「エッタ」の繰り返し。

今回は、「反ザイトク施策をやる門真市に俺が一番乗りで突撃して使用許可を取った」事を自慢吹聴するもの。

2：門真市民ではない(枚方市民)川東に門真市が特段の労力を取られるのは不適。

川東の講演会は、門真市で行なう必要性は皆無。門真市の反ザイトク施策を攻撃することが真の目的と考えるべき。

3：川東は、ヘイトスピーチ・ヘイト暴力の常習犯で、いくつも有罪確定し、民事賠償命令も確定している男だ。(そして何の反省もせずに、差別宣伝・デマ宣伝・ヘイトスピーチを繰り返している)

◆まさしく、門真市の条例解釈運用からして、「施設使用を拒否すべき人間」だ！

4：しかも、講演会の内容自体、朝鮮人に対する差別と侮蔑に満ちたものであり、この内容自体でも使用拒否理由となるべきものだ。

5：●本当は、ルミエールにおいて「その場では使用許可証を出さず、審査検討して後日回答する」、とした方がよかったが、それは致し方ないと考えればいい。

6：■「審査検討した結果、使用許可を取り消し、料金を返却する」と通知すればいい。

「許可取り消し理由」としては、「総合的に判断した結果」とすればいい。

7：川東らが、抗議しに来て相手せず、「取り消しするのは行政の裁量で、詳しい理由は言う必要が無いと考える」、等で突っぱねればいい。

激しい抗議や嫌がらせに対しては、警察も呼んで「業務妨害」として排除する。

8：もしも提訴をビビって、川東に許可を出したままにすれば、以下の巨大なデメリットが発生する。

(行政裁判では行政側が99%勝利している現実。この件ではさらに有利な事を忘れるな！)

1) ■「川東の成功」につられて、ザイトクが続々と門真の施設を使いに来る

2) ■「反ザイトク施策先進市＝門真市」のブランドが地に墜ちる！

3) ■門真市民、特にコリアン住民に対して、「こんな差別行事がOKなのか！」と、大きなショックと屈辱、恐怖を与えてしまう。(「住民の安心と尊厳」を行政が破壊してしまうに等しい！)

(全国のコリアンにとっても同様の衝撃)

4) ●「5/11講演会」を巡って、ザイトク側と反ザイトク側で事前にも当日も騒動が起こるのは必至だ！

●この騒ぎに既存右翼も宣伝カーを出してくる事が十分に考えられる！

9：▲既に「チーム関西」HPカレンダー <http://www.team-kansai.jp/> の

「5/11講演会」<http://www.team-kansai.jp/> で、

「ルミエールホールの使用許可書」がアップされて宣伝されている！！

■従って、早急に「許可取り消し・料金返却」の通知を行なうべきだ。

10：★実は、川東は売名を焦って間抜けな事をやっている。

届出内容が「朝鮮の食糞文化を尊重しよう」で、「チーム関西」HPカレンダーに

【協賛】

- ・学校給食で、朝鮮子弟には「うんこ」を食べさせようの会
- ・日帝支配で失った「うんこ喰い」の食文化を復活させようの会
- ・環境に良い廃棄物の再利用を促進「朝鮮人はウンコを食べよう」の会
- ・うんこ喰っとけの会

と宣伝した事によって(「チーム関西」は徳島県教組襲撃その他の暴力事件を起こしてきた凶悪犯罪グループとして著名)、「内容的にもダメ」、と行政が言える根拠を作ってくれている。

※もしも内容が「朝鮮文化を考える」だけで、「チーム関西」HPに宣伝しなかったら、「在特会の川東です」と名乗らなかったら、申請者を門真市民にしていたら、許可したままで問題に気づかず、5/11当日になって大騒ぎになったかもしれない。

或いは、5/11講演会をひっそり行なった後に動画宣伝されて騒ぎになったかもしれない。

しかし、川東は「先駆的差別行動をやって自分の名を売る事に執着する男」なので、

そういう小細工が出来なかった。(宣伝しておいて「当日朝に気が乗らなかったので中止した」、という事も何度もしている無責任男でもある)

とりあえず、以上。

今から役所に行って相談をする。 1:52 戸田ひさよし 拝

< 5 > 「これ以上信用失墜・差別扇動を放置するな！」と当局に訴えた戸田 4/16 メール

戸田の 4/16 メール (市教委・門真市・ルミエールホールへ)

件名: ◆川東に許可出したのは大きな誤り！至急に取り消しを！これ以上信用失墜・差別扇動を放置するな！

本文: 昨 4/15 メールでは「川東に許可を出したのはしかたなかったかも」と書いたが、やはりこれは大きな間違いだった。

1: ■「山口組の者です」と名乗って借りようとしたら即刻許可を出すか?!

出さないだろ。少なくとも「即刻許可は出せないので審査する」とするだろ。

それは「山口組の者」が「暴力行為を常習的に行なうウンマンの暴対法規定」に抵触する事が明白だからだ。

2: ■「在特会」も「在特会の川東」も、門真市の施策では、暴力団・暴力団関係者に準ずる扱いをするべき対象だと確認されているはずだ。それがこの間の議会答弁で確立された門真市の施策のはずだ。

■「差別罵倒などの人権侵害行為や暴力行為を常習的に行なう団体・個人」そのものではないか、「在特会」「川東」は。

朝鮮学校襲撃、徳島県教組襲撃、部落差別街宣等々の悪行を重ね、数々の有罪確定されている団体・個人であることを無視するのか?

3: 今回川東は、「在特会の川東だ」と自ら名乗っている。これを聞いた時点で、ルミエール職員は、「すぐには許可を出せません。教委に連絡して検討してもらうので、今日はお帰り下さい。申請書は預かります」、

と対応すべきだった。

4: さらに川東は「朝鮮人は糞を食う民族です」という民族差別デマを述べ立て、そういう民族差別デマを宣伝する講演会を行なう、と企画内容を述べている。

この点でも、「すぐには許可は出せない」理由に該当すると判断すべき事である。

5: ◆先週、戸田が柴田部長との協議で「ネット申し込みもあるし、窓口での判断能力の事もあるので、『いったんは許可する』事は仕方ない」と同意したのは大きな間違いだったと反省する。

◆「在特会」とか「在特会の川東」とか名乗らない申し込みなら、それもやむを得ないが、それを名乗った申し込みの場合は、即座に不許可にするべきなのだ。

それは「山口組の者」と名乗る者には即座に不許可にするのと同じである。

6: ルミエールは「判断保留」にして、教委にすぐに連絡し、教委は「許可するか否かは後日回答する。本日は申請書預かりだけとするのでお帰り下さい」と川東に対応すべきだった。

7: ■市・教委は、即刻「許可取り消し通知」を発送し、料金返金をすべきだ。

「理由」は「総合的に判断して許可を取り消すことにした」、で十分だ。

■市・教委が「詳しい理由付け」で時間を取っている間に、

「門真市はザイトク川東に屈した」

「門真市はおぞましい朝鮮人差別デマ宣伝に施設を貸し出した」

「門真市の反ヘイト施策なんて、全くうそっぱちだった」

「在特会と名乗っても、朝鮮人は糞を食う不潔な民族だという差別デマの講演会に使うと言っても、門真市は施設を貸すところだ」

(▲「その証拠がこの許可書だ!」、との証拠画像付き)

という情報がネットでどんどん拡散されている!

その情報を見て、「よしっ! オレもやるぞ!」というアホウヨがどんどん出てくるぞ!

8: ■市・教委の「許可取り消し遅れ」は、

1) 民族差別デマ宣伝に門真市・ルミエールホールが加担し続ける事であり、

2) 門真市の信用失墜を放置する事であり、

3) 「住民の安全と尊厳を守る」と自ら確認した行政責務への背信であり、

4) 門真市内のコリアン住民にたいする侮蔑差別への加担であり、

5) 門真市民はもとより全国の門真市に期待している人々への裏切りである。

等々の理由で、絶対に許されない事である。

■市・教委は、川東企画によって侮蔑差別されている人々の痛みと怒りにまず思いを馳せよ！

次に「住民の安全と尊厳を守る門真市の施策」に期待と誇りを持ってきた全ての人々の気持ちに思いを馳せよ！

9：4/14(月)の許可発行から既に丸2日が経とうとしている。

もうこれ以上の「差別デマ扇動企画への加担」は許されない。

■市・教委は、本日4/16(水)に、川東に対する「許可取り消し通知」を送付すべし！

10：今回の教訓をとりあえず上げると以下の通り。

1) いったん許可を出してしまうと面倒くさい。

「申請書預かりして後日に不許可通知をする」方式の方が楽だし、差別宣伝の発生(差別宣伝への市の協力)を抑止出来る。

2) ネットであれ、窓口であれ、少なくとも「在特会」、「チーム関西」、「川東」、「中曽千鶴子」、「中谷良子」などの団体個人に対しては、「即刻不許可」か「申請書預かりで後日に不許可」の方式を取る事を、市・教委も、施設職員も徹底しておくべき。

(荒巻靖彦や西村斉は収監中なので、名前を挙げないが)

3) そのような対応がしっかり出来るよう、市・教委・施設で研修訓練をすべき。

4) ■ザイトクに対して曖昧な対応をする事(施設使用許可を出す事)は、ネットでの情報拡散によって「差別宣伝への加担協力」、「住民の尊厳の破壊」、「門真市の信用失墜」、「模倣犯の発生」をもたらしてしまう事を肝に銘じないといけない。

とりあえず、以上。4/16(水)朝8:47 戸田ひさよし 拝

=====

< 6 > 法務役人の大罪明らか！先進施策無視、ヘイト対策無勉強、正しい情報提供せず等

副題：「コンプライアンス重視なので差別集会禁止出来ない」など法務役人の9つの大罪

これまで時間が取れなくて、総務部長や法務監察課長などの「法務役人」を問い質す機会が持てなかったが、先週4/25(金)6時半頃、ようやく法務監察課の阿部課長補佐と話をすることが出来た。(森本総務部長や狩俣法務監察課長は退庁していた)

※旧来「法務課」という名称だったが、2014年度から「法務監察課」という新しい名称になって「全庁的に法務面を指導する」ような位置づけに高度化した。

・・・ところが実態は全然「高度化」していなかった・・・。

阿部課長補佐は若手だが、大阪府の法務部門に2年間出向した後に法務課課長補佐→法務課課長補佐を続けている、「門真市のエリートクラスの役人」である。

その阿部課長補佐がなんと切り出したかと言うと、

1) コンプライアンス重視をしないといけないので、憲法で定められた表現言論の自由を保障するために、公共施設での集会の自由を保障しないといけない。

2) だから、今回のようなザイトクの集会であっても禁止する事は出来ない。

3) 集会を不許可にして行政が訴えられて裁判で負けている事例がアレコレ・・・。

4) 行政は判例を重視しないといけない

5) 大阪府などに問い合わせてもそのような回答だし、顧問弁護士もそう判断している。

等々を「立て板に水」的にしゃべっていく。

その倫理は前田先生が「ヘイト・スピーチ集団に公共施設を利用させてはならない3つの理由」で批判している人権無視の法務屋の論理そのものだ。

「立て板に水」的に「市のコンプライアンス」を解説する阿部課長補佐だったが、戸田が次々と「事実に基づく批判」と「事実の追及」をしていったら、その非人道性、議会答弁無視、親施策無視、職務怠慢ぶりが明らかにされて、シドロモドロになり全く反論出来なくなっていった。

その要点を以下に整理して掲げる。

森本総務部長、重光次長、狩俣法務監察課長らの法務役人達やそれに押し切られてきた役人達や市長副市长らは、これを精読せよ！

顧問弁護士も同様に精読せよ！

-
- 1：法務役人どもよ、お前らの考えでは「門真市の反ザイトク先進施策とは何なのか」答えてみる！
「ヘイトスピーチ問題で門真市は他市と較べてどこが進んでいるのか」答えてみる！
 - 2：お前らは何一つ答えられないはずだ。
なぜなら、「そのような人権先進施策など無い」というのがお前らの考えだからだ。
「ヘイトスピーチ問題で門真市には人権先進施策など無い」という事を思考の土台に置いてしまっているからだ。
 - 3：■しかし、そういったお前らの「思考の土台」は全く事実に反するし、2年半もの議会答弁に反する、絶対に許し難い、反動的なデマゴギーである！

- 1) ■「門真市が反ザイトク先進施策を行なっている事実」が確固として存在するからこそ、今年「2/21 門真市の反ザイトク施策研修会」に対して「協力：門真市」となったんだろ！

だからこそ平日日中に市庁舎会議室を無償提供して、門真市職員が答弁資料を作成し、研修会に10人近くも出席して説明したんだろ！ これとの整合性をまじめの考えろよ、ボケが！

- 2) お前らはしきりに「民族差別や暴力の常習者だという事を理由にして施設使用を許可しないという答弁はしていない」、という答弁文言を金科玉条の如く掲げて、川東集会への許可容認の理由付けをしているが、これは明らかに戸田質問の文脈を歪曲した判断だ。

戸田の2/22研修会講演資料6ページ中下段には、2012年12月議会：建設文教委質疑の「暴対法関連条例質疑」の解説として、次のように書いている。

↓↓↓

もちろん、「議会答弁」の事だから、直接に「ザイトクには施設を使わせない」という言葉が使われてはいない。しかし答弁の論理と中味において、まぎれもなく「ザイトクには施設を使わせない」という事が確約されているのだ。

※ 門真市都市公園条例（2012年12月改訂）第4条（行為の許可）に

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、第1項又は前項に規定する許可を与えることができる。

(1) 公衆の公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。

とあるのだから、「差別怒号・暴力行為」常習のザイトクは、この(1)にも(2)にも該当し、

■ザイトクの集団・個人は、「市長が使用許可を与えてはいけない対象」になる！

◆戸田委員：条例案には、「集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。」とありますが、この認める主体は誰でしょうか。市であるはずですけども・

◎真砂土木課長：認める主体は、市であります

※★これ、実は極めて重要な事！

「認める主体は市だ」というのは、「警察ではなく、門真市が独自に判定する」という事だから、「ザイトクに甘い警察の意向に囚われない主体性」を市が持って、ザイトクに施設を使用させない、という事だ！

- 3) 仮にこの答弁問題を横に置いたとしても、その前後に極めて重大な議会答弁がなされている。
(忘れたか？！)

2011年9月議会本会議答弁

◎「議員ご指摘の特定団体（ザイトク）が外国籍住民の方々に対して行っている行為については、差別を助長し、人権を侵害しかねない行為であると危惧する。

人種、民族、門地など人が生まれながらにして持ち、自ら選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別行為は、許されるものではない。」

◎「門真市内で差別を煽動すると思われる行為があった場合、重大な影響を及ぼす悪質かつ陰湿な行為である場合は、市民の人権を守る立場で、明確な見解を公に示すなど毅然とした対応を行なう」

★これは、「ザイトク行為への批判と差別は許さない毅然たる対応姿勢表明」である！

2013年3月議会から、戸田は「住民の安全と尊厳を守る行政責務」という概念を確立して質問質疑を重ね、行政はその概念に沿って答弁を行なって来た。

その流れの中で、同年9月議会で「人権政策課がザイトク問題を主幹」したり、戸田作成動画を職員研修に使う事を確約したりしている

★これは「住民の安全と尊厳を守る行政責務」という概念を市が認めて否定せず、この概念の具体化として諸施策を新たに進めたということである。

だからこそ、2014年の「2/21門真市の反ザイトク施策研修会」に対して「協力：門真市」となったのだ。

4：このように門真市が「反ザイトク施策先進市」となった以上、「住民の安全と尊厳を守る行政責務」を土台として、それをどう具現化するか、という観点で法務対策を考えなければいけない。

■決して、他の対ザイトク後進行政での事例や法理論を土台にして考えてはならないのだ！

5：「朝鮮人は糞を食う民族だ。朝鮮人の子どもに糞を食わせよう」という差別集会を許可放置する事と、「差別を許さない毅然たる姿勢」、「住民の安全と尊厳を守る行政責務」は絶対に両立しない！！

法務が本来考えるべき事は、「差別を許さず、住民の安全と尊厳を守る行政責務を果たすための実務と法律論」を開発する事だ！

そんなの当たり前の責務ではないか！

6：ところが、阿部課長補佐に問い質したら、法務監察課は、そのために不可欠な「ヘイトスピーチ勢力対策と法規制・法解釈」について行なうべき情報収集も学習も、全くしていない事が判明した。

何たる怠慢、不勉強か！

■しかも、今回まさに「旧来の法解釈」と「ヘイトクライム防止抑制のための新たな法解釈」（＝国際水準の法解釈へのレベル向上）が必要となっているのに、そういう問題意識を全く持たず、全く情報収集も学習もしなかったのは、「致命的な怠慢」と言わねばならない。

7：■具体状況を考えず、「不許可では裁判になったら憲法問題で負ける」と信じる犯罪的な程の馬鹿っぷり！

裁判例であるのは、

- 1) 日教組やまともな市民団体などの「公序良俗に全く抵触しない」団体が、
- 2) 護憲集会などの「公序良俗に全く抵触しない」企画をした事に対して、
- 3) 右翼らのが暴力的脅迫的な妨害行動をやった事を契機にして、
- 4) 公共施設の側が右翼らの不当な妨害と闘って言論時自由を守ろうとせず屈して、
- 5) 「当日の混乱が予想される」というような理由をつけて、
- 6) いったん使用許可を出したのに、それを取り消して会場使用を不可能にした。

というものであって、今回の川東の差別集会とは全く事情が違う。

誰でも分かる事だが、今回は、

- 1) 使用者が差別・暴力常習犯で有罪確定し全く反省が無い輩だ
- 2) 企画内容が差別デマ扇動で、誰が見ても「公序良俗に著しく抵触する」ものだ。
- 3) 差別対象の人達も一般市民も、誰もが反対したり怒りを持つのが当然だ。
- 4) 5) 6) 公共施設がこのような集会に施設を使わせる事の方が、人権と公益に反し、門真市の場合は議会答弁に明らかに違反するものだ。

■こういう絶対的な違いを真剣に検討せず、超形式的に同列視し、何よりも「住民の尊厳を守る行政責務」実現の熱意と工夫が皆無のまま、「裁判で勝てない」という馬鹿解釈をもっともらしく垂れ流す精神の腐敗を戸田は憎む！

●その根底にあるのは、住民がいくら差別で傷つこうと苦しもうと、門真市の品格が失墜しようとも、自分らにとって無難であればよい、という腐った「行政無難主義」だ。

自分は安全圏にいて、市民達、子ども達の目線にさらされずに、しかも真摯な学習研究の苦勞もせず

に、「専門家ぶった能書きを垂れる」という腐った役人根性だ！

良かれ悪しかれ「裁判を起こされても行政の方が勝率 95%以上」、「どんな酷い事をやっても行政は滅多に敗訴しない」という日本の司法の現実があるのに、そしてこれほど「負けっこない正義の条件」が揃っているのに、「裁判されたら負ける」と吹聴して差別集会許可放置をしようとする法務役人や顧問弁護士の腐敗ぶりは本当に許せない。

8：門真市の顧問弁護士の人権意識レベルはただでさえ低いのに、法務監察課は、弁護士に対して「門真市の反ザイトク施策」についての諸資料を全く渡していなかった！

今の門真市でザイトク問題を考える時に、最低限、議会答弁を含んだ「2/21 門真市の反ザイトク施策研修会」の資料を渡しておくべきだが、阿部課長補佐に聞いたところ、そういう資料を全く渡していなかった！

そういう資料を渡しておく必要がある、という考えすら、針のカケラほども浮かばなかったのだ。法務役人どもは！

これも彼ら法務役人どもが「門真市には反ザイトク先進施策などない」と見なしている事の、これは反映である。

2年半の議会答弁を無視し、戸田の政策努力を破壊して平気な感性がここに示されている。

9：■法務屋として当然知っておくべき事、調べておくべき事を何もしていなかった怠慢。

これはヘイトクライム対策の研究以前の、ごく普通の行政手続きの実務についての無知・不勉強である。

許可・不許可という「行政処分」の変更に関しての手続き、対抗措置への対抗等々、法務役人として当然知っておくべき事、調べておくべき事を何もしていなかった事が次々に明らかになった。

そもそも「もしもザイトクが使用申請を出したらどう対応するか」というケーススタディを何もしていなかっただけでなく、4/14 申請許可で現実化してもなお、詳しい調べが遅れに遅れて、小田原評定を長引かせる原因にもなった。

※門真市のコンプライアンスを高めるために名称を刷新した「法務監察課」などの法務役人やその追随者達が考える「コンプライアンス」のお粗末さ、議会答弁無視、人権施策の破壊、差別への加担などは以上の通りだ。

もっと書きたい事があるが、もう時間的に限界なので、今回はこれに留める。

=====